別記様式１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 山形県知事　　　 殿 |

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】助成候補者認定申請書

令和６年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり申請します。

↑同意する場合✓（裏面もご確認ください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 高校名 | 卒業 | | | | | | | | |
| ふりがな |  | | | | | | | | |
| 氏名 |  | | | | | | | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | | | | | | 性別 | |  |
| 住所 | 〒 | | | | | | | | |
| 電話番号  （携帯） |  | | | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ | | |  | | |
| 家族連絡先 | ふりがな |  | | | | | | | | |
| 氏名 |  | | | | | | | | |
| 住所 | 〒 | | | | | | | | |
| 電話番号 | 自宅 |  | | | | 携帯 | |  | |
| 大学等 | 名称 | 第　　　学年 | | | | | | | | |
| 所在都道府県 |  | | 卒業予定年月 | | | | 年　　 月 | | |
| 支援を  申請する  奨学金 | いずれか一つに○  （　）日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）  （　）日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）  （　）その他の奨学金（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| 貸与月額　　　　　　　　　　円 | | | | | 貸与総額　　　　　　　　　　円 | | | | |
| 貸与予定期間 | 年　　月～　　　　　　　年　　　月まで | | | | | | | | |
| 返還支援  予定額 | 26,000円 ×（　　　　　）月　＝　　　　　　　円  ↑2024年4月以降に奨学金の貸付を受ける予定の月数  ◎支援の申請時点の返還残額で支援額は変わります。 | | | | | | | | | |
| □ 私は、山形県が本事業の登録企業等に申請内容に関する情報を提供することに同意します（任意）。  □ 私は、助成候補者に認定された場合は、山形県や登録企業等から就職関係情報の提供を受けるとともに、登録企業等が実施する人材採用のための活動に積極的に参加します（必須）。  □ 私は、令和６年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の１－(5)の規定に該当する者ではありません（必須）。  □ 私は、令和６年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の７－(5)に規定に該当する場合の支援額の返還に同意します（必須）。 | | | | | | | | | | |

**（募集要項抜粋）**

１－(5) 申請時点において、次の各号のいずれにも該当しない者

　　 イ　この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者

　　 ロ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業（産業人材確保枠のほか、やまがた若者定着枠）の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者５

　　 ハ　この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）

７－(4) 助成対象者の認定の取消し

　　　次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取り消しとなります。

イ　奨学金の返還が免除された場合

（死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等）

ロ　助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して２年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合

　　① 県外に居住した場合

　　② 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）により離職した場合

③ 自己都合以外の理由又は病気、けが等やむを得ない事情により離職している期間が、通算して12か月を超えた場合

７－(5) 補助金の返還

　７－(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを受け

た支援額全額を県へ返還するものとします。

（裏面）